

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【公開番号】特開2008-169970(P2008-169970A)

【公開日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-029

【出願番号】特願2007-5566(P2007-5566)

【国際特許分類】

F 16 C 33/56 (2006.01)

F 16 C 19/36 (2006.01)

【F I】

F 16 C 33/56

F 16 C 19/36

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月28日(2009.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも内輪、外輪、保持器及び円錐ころを備える自動車駆動用円錐ころ軸受において、

前記保持器が、異形断面を有するガラス繊維を10～40質量%の割合で含有する合成樹脂組成物からなることを特徴とする自動車駆動用円錐ころ軸受。

【請求項2】

前記合成樹脂組成物が、反応性官能基を有するエチレン系共重合体からなるタフ化剤を含有することを特徴とする請求項1記載の自動車駆動用円錐ころ軸受。

【請求項3】

前記タフ化剤が、エチレン-グリシジルメタクリレート共重合体であることを特徴とする請求項2記載の自動車駆動用円錐ころ軸受。

【請求項4】

前記ガラス繊維の断面形状が、まゆ形、橢円または長円であり、その長径部と短径部との比率が1.5～5であることを特徴とする請求項1～3の何れか1項に記載の自動車駆動用円錐ころ軸受。

【請求項5】

前記樹脂組成物の樹脂成分が、ポリフェニレンサルファイド、芳香族ポリアミド、ポリアミド46またはポリアミド66であることを特徴とする請求項1～4の何れか1項に記載の自動車駆動用円錐ころ軸受。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するために、本発明は、少なくとも内輪、外輪、保持器及び円錐ころを備える自動車駆動用円錐ころ軸受において、前記保持器が、異形断面を有するガラス繊維

を10～40質量%の割合で含有する合成樹脂組成物からなることを特徴とする自動車駆動用円錐ころ軸受を提供する。